

# 令和4年第6回玉名市農業委員会総会議事録

令和4年6月6日（月）午後2時 玉名市民会館 第1会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	16番	高島 尚
17番	中山 一久	18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推6	縄田 伊知郎	推7	船津 和利	推8	上田 龍介
推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮
推13	宮永 義一	推15	大家 泉	推16	園田 勝義	推17	永田 眞一
推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推14 東 直幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

次長	宮本真由美	係長	園木 俊範
主任	大原 三和	会計年度任用職員	平本 和大

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

## 議 題

第25号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第26号 事業計画変更承認申請(4条許可後)  
第27号 事業計画変更承認申請(5条許可後)  
第28号 農地法第4条の規定による許可申請について  
第29号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第30号 農用地利用集積計画の決定について

## 報 告

第14号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第15号 農地の形状変更届出について

第 16 号 許可不要転用届について  
第 17 号 許可申請の取下げについて

## 1. 開 会

○事務局次長（宮本真由美君） 定刻になりましたのでただいまから、6月の農業委員会総会を開会したいと思います。

本日は農業委員総数19名の御出席です。

農地利用最適化推進委員19名のうち、14番の東推進委員から欠席届けが来ております。また、3番の田中推進委員及び12番の高本推進委員から、遅れるという連絡が来ておりますので、現在16名の出席となります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、会議は成立しております。ただいまから、令和4年第6回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局次長（宮本真由美君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆さん、こんにちは。農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

先ほど次長のほうからお話がありましたけれども、議会が今日から始まるということなので、局長はそちらの対応ということで、今日は局長の代わりに宮本次長が議案を説明するということですので、よろしくをお願いします。

コロナのほうも大分落ち着きました。このまま落ち着いてくれればなあというふうに思いますけれども、それから4回目のワクチン接種という話も聞きます。本当にコロナとの付き合いも長くなっています。今はマスクをつけるつけないという話がありますが、今後はG o T oトラベルが再開するとか、少しなれた感もありますけれども、皆さん各自で気をつけていただければなあというふうに思います。

今から田植えということになります。何かと忙しい時期に入ってまいりますので、皆さんも体調に気をつけられて、農作業のほうを頑張っていただきたいと思います。

昼には、関東のほうが梅雨入りしたというようなことがテレビであっていました。熊本の方もそろそろかなあという気がしていますけれども、梅雨に入ると、最近本当に気象変動が激しくて、日本のどこかで豪雨災害が毎年あっています。去年は熱海で土砂災害がありました。その前が人吉の球磨川がありましたね。沖縄は梅雨明けしていますけれども、なんか雨量が例年の2倍ぐらい雨が降っているというような報道もされてきましたので、今年本当にそういう豪雨災害がなければいいなあというふうに願っています。

人・農地プラン関連が5月20日に成立したというのが新聞に載っていました。今後、市は地域農業の将来のあり方について協議する場を設けてから、目標値とい

うのをつくって、収支計画、人・農地プランというのを策定することになります。

それから農業委員会は、関係機関と色々な協議をして、その目標値の素案は農業委員会がつくってくださいというふうになります。だから、どうか農業委員さん、それから推進委員さん、地域の皆さん方とコロナの前は何カ所か人・農地プランの話し合いがあっていましたけれども、コロナでちょっと今、中断していると思います。

今後コロナが落ち着いたらまたそれが再開して、地域の皆さんが一堂に会した話し合いという場が求められると思いますので、それで、農業委員さん、それから推進委員さん、そちらのほうに出席をいただいて、いろんな意見を出していただきたいというふうに思います。地域の農業のこれからの計画、それから玉名の農業のあり方のそういう地域計画をつくっていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。そういうお願ひをして議案の審議のほうに入りたいと思います。

よろしくお願ひします。以上です。

-----○-----

### 3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日は、第25号から30号までの136件の議案審議、第14号から第17号までの30件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議、よろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名は、委員番号6番の土田健一委員と7番の田端末雄委員にお願ひいたします。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言されますようよろしくお願ひします。併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみで挙手をお願ひいたします。

-----○-----

### 4. 議 事

○議長（下川 安君） それでははじめに、議第25号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は11件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。議案の1ページをお願いします。

議第25号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和4年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、築地の申請人で、築地の田922㎡を相手方の要望と隣接地取得による規

模拡大のため売買するものです。

2番、築地の申請人で、築地の田1,101㎡を相手方の要望と隣接地取得による規模拡大のため売買するものです。

3番、滑石申請人で、滑石の田1,101㎡外5筆、計5,367㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、大浜町の申請人で、大浜町の田1,459㎡を貸付農地返還による農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。報告第14号3番と関連しております。

5番、荒尾市と片諏訪の申請人で、北牟田の田1,242㎡を労力不足と規模拡大のため貸借権設定をするものです。報告第14号14番と関連しております。

6番、岩崎と下の申請人で、下の田841㎡外1筆、計1,902㎡を農業廃止と規模拡大のため売買するものです。

7番、岱明町の申請人で、岱明町鍋の田264㎡外1筆、計635㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

8番、熊本市西区と横島町の申請人で、横島町横島の田710㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

3ページをお願いいたします。

9番、玉名郡和水町と横島町の申請人で、三ツ川の畑233㎡外2筆、計7,604㎡を労力不足と隣接地取得による規模拡大のため売買するものです。

10番、天水町の申請人で、天水町野部田の畑40㎡を相手方の要望と規模拡大のため売買するものです。

11番、天水町の申請人で、天水町小天の樹園地473㎡外8筆、計4,319㎡を農業者年金再設定のため使用貸借権を設定するものです。

以上11件、合計25,301㎡につきまして、農地法第3条第1項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る6月1日及び2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。

それからまた、連続して説明される場合は続けてお願いいたします。

それでは、1番と2番は同じ委員なので、よろしく申し上げます。

○4番（岡田正治君） 4番農業委員、岡田です。1番2番を同時に説明させていただきます。

場所は玉名中学校西側に位置し、譲受人が1は922㎡、2は1,101㎡の田を相手側の要望により規模拡大（隣接地取得）という形で確保されます。下限面積もクリアされており、何ら問題はないかと思えます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員2番、梅田です。3番の議案について説明いたします。

譲受人はもともと譲渡人の農地を口約束で二十数年間つくられており、今回贈与という形で、そのまま引き継ぐ形になります。今までの実績からみて何ら問題はないと思えますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。4番の案件について御説明します。

農業者年金受給のため、孫に使用貸借を設定するものです。何も問題ありません。よろしくお願いたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。5番の案件について説明します。

市外在住で労力不足の貸人と、農業者で規模拡大する借人が賃借権を設定するものです。下限面積も満たしており、許可相当で問題ないと思えます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○推7番（船津和利君） 推進委員7番、船津です。6番の案件について説明いたします。

農業廃止の譲渡人が申請地の近隣に農地を所有する譲受人に売買するものです。

下限面積も満たしており、何ら問題ないと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○推13番（宮永義一君） 推進委員13番、宮永です。7番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大で、下限面積もクリアされており、許可相

当と判断しました。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番、9番は同じ委員みたいですので、続けてお願いいたします。

○15番（境 浩之君） 農業委員15番、境です。8番の案件について説明いたします。

申請農地は、譲渡人が熊本市在住で労力不足の譲渡人と、申請地の近隣で農業を経営する農業者で、規模を拡大する譲受人へ売買するものです。譲受人の下限面積要件も満たしているため問題ないと思いますが、審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、9番の案件について。

申請農地は、譲渡人は高齢で労力不足のため、申請地に隣接する農地を所有する譲受人に隣接地取得のため売買するものです。譲受人の下限面積要件も満たしているため問題はないと思いますが、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○17番（中山一久君） 17番農業委員、中山です。10番の案件について御説明します。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は規模拡大、現地調査の結果、何ら問題ないと思います。審議の方、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。続きまして、11番をお願いいたします。

○19番（丸山和則君） 農業委員19番、丸山です。

11番の案件は、農業者年金受給のための親子間の使用貸借権設定であり、何も問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいと思います。

議第25号農地法第3条の規定による許可申請11件について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第25号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第26号4条許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

す。件数は1件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。4ページをお願いいたします。

議第26号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第4条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について、意見決定するものとする。令和4年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が小浜の田929㎡のうち0.30㎡、転用目的は、営農型太陽光発電施設で、備考欄の理由により計画変更するものです。議第28号1番と関連しております。

以上1件、0.30㎡を御提案しております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をお願いいたします。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員2番、梅田です。議案について御説明します。

転用事業者が変更前の事業計画どおり事業が遂行できない理由を説明します。

メーター柱の径、九電柱からの引き込みケーブルが大きいため、メーター柱の強度を増すために径を太くし、支柱の本数、営農型太陽光発電のため、基礎が入れられないため支柱の数を増やし、支柱を1.9mが、支柱距離、間隔ですね、これを1.9mから1.6mに幅を狭くして、1基当たりの支柱の数を12本から14本にし、強度を強化するため合計10本増加し、災害、風とか対策に努めるための事業計画ということで、何ら問題ないと思うので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。事業計画変更承認申請について委員の説明が終わりましたが、皆様のほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問、御意見がなければ採決のほうに移りたいと思います。

議第26号、4条許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第26号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第27号5条許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は4件です。

それでは、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局、宮本です。5ページをお願いいたします。



議第27号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について、意見決定するものとする。令和4年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が築地の畑139㎡、転用目的は個人住宅で、備考欄の理由により計画変更するものです。議第29号2番と関連しております。

2番、申請物件が伊倉北方の畑330㎡、転用目的は資材置場及び駐車場で、備考欄の理由により計画変更するものです。議第29号8番と関連しております。

3番、申請物件が片諏訪の田1,001㎡外1筆、計1,513㎡、転用目的は貸店舗、コンビニエンスストアで、備考欄の理由により計画変更するものです。議第29号9番と関連しております。

6ページをお願いいたします。

4番、申請物件が岱明町古閑の田143㎡外3筆、計451㎡、転用目的は個人住宅で、備考欄の理由により計画変更するものです。議第29号14番と関連しております。

以上4件、合計2,433㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から4番まで順次委員の説明をお願いします。連続して説明される場合は続けてお願いいたします。

それでは1番をお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

場所は、築地岱山苑西側50mぐらいで、事業目的は個人住宅1棟、この物件は、平成27年11月に貸し住宅として転用許可をしていたが、熊本地震で事業が中断して、まもなく平成28年6月ごろから体調を崩し、通院していましたが、その後入院、手術を行い、退院後仕事も辞め、資金も不足し、事業を継続することができなくなった。転用面積は139㎡、事業面積は隣接する山林と合わせて218㎡、建築面積は24.03㎡、木造2階建て、進入路、駐車スペースを57.89㎡、庭その他96.08㎡です。給排水計画、給水は市上下水道、汚水、生活雑排水は東側市下水道に排出、雨水は自然浸透、処理しきれない分は雨水浸透柵により濾過の上、東側市道側溝に排水する。周囲は住宅地で農地はなく、農地への被害はない。

現地調査の結果、許可相当と判断します。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番、3番は同じ委員なので、続けてお願いいたします。

○推5番（安田謙二君） 推進委員5番、安田です。まず2番、続いて3番の案件を御説明します。

2番のほうですけれども、備考に書いてあるとおり、申請時に2人だった子どもが許可後に4人に増えて養育費がかさみ、住宅資金が難しくなり、また同僚の住宅を売買してもらおうということで、隣接する農地をお持ちの方に売買をするということです。

3番ですけど、これも片諏訪の方ですけれども1,513㎡です。当時の申請者死亡されており、事業継承の計画はないということで、当初この方は伊倉の片諏訪でスタンドをされており、スタンド用地として利用するところで申請をされております。そのあとこの息子さんが計画はないということで承継者の方に売却をし、貸店舗及び駐車場として利用するという形に申請しております。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○推10番（嶋田裕一君） 4番の説明をします。推進委員10番の嶋田です。

4番の案件ですけれども、申請地において当初息子さんと事業を展開するにあたり、事務所及び展示場を設置する予定であったものです。基礎工事の途中で不況となり息子さんが別の職に就いたことから事業展開を断念し、今回の計画変更の申請となりました。変更の内容につきましては、議第29号14番のとおり、個人住宅への変更申請となっております。万が一周辺農地に影響があった場合は、申請者が責任を持って対応するとのことでした。

以上、現地調査の結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

事業計画変更承認申請について、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○8番（本田多美子君） 8番農業委員、本田です。

転用許可をされたあと事業を開始するのは1年以内ということですかね、大体。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。それぞれの事業の中身によってどれくらいかかるか違うんですけれども、例えば、建売住宅だと、建てて、売って、地目変更がなされるのは、買う方がいらっしゃったあとに、その方に名前を変更してからの完了となるので結構時間がかかるんですけれども、個人住宅で自分が建てる場合には、ある程度の準備ができていて、資材とかもですね、大体1年ぐらいとかそういうのがありますけれども、そのときの申請の内容で確認をしているところ

です。

○8番(本田多美子君) はい、お世話になりました。備考欄に書いてあるので、本当いろいろな事情があつてということなのですが、あまりにも長い、許可日と、まだ変更の承認申請があまりにも長いかなあということは感じたんですね。だから、事務局が事業許可をされるときに、この事業はこのくらいまでに完了してくださいとか、もし完了しない場合は、早めに事業変更をなさйтеとか、そういうお伝えはできないんですか。どうでしょうか。

○事務局次長(宮本真由美君) 最近はですね、最終的な事業計画はいついつまで終わりますというのをまず申請書の段階で出させていただきますので、その時間になって1カ月ぐらい待っても完了届がないときには、こちらから連絡をして催促をしているところです。基本はですね、3カ月、6カ月、12カ月と進捗状況を出していただくようにしておりますけれども、個人住宅の場合はお一人と決まっているので、でき上がってから出してくださいということで、大体1年以内ぐらいで出していただくようにはしております。それ以前のことはわかりませんけど。

○8番(本田多美子君) わかりました。みんな農業委員も早めにしてくださいというのがみんなわかっていればですね、そこらへんはできるかなあと思います。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○議長(下川 安君) よろしいですか。

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) ほかになければ採決のほうに移りたいと思います。

議第27号5条許可後の事業計画変更承認申請について、4件です。議案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第27号については、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第28号農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。件数は2件です。

28号には受付番号2番に始末書が提出されておりますので、担当委員の説明の前に事務局担当者より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長(宮本真由美君) 事務局、宮本です。7ページをお願いします。

議第28号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年6月6日提出、玉

名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が小浜の田929㎡のうち0.30㎡、転用目的は営農型太陽光発電施設です。農地区分は、農用区域内にある農地であり、原則許可はできませんが、仮設工作物の設置及び一時転用であるため、許可は可能と判断しております。議第26号1番と関連しています。

2番、申請物件が天水町小天の畑85㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、駅、市役所等の周囲おおむね500m以内の区域にある農地で、第2種農地と判断しております。

以上2件、合計85.30㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る6月1日及び2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、申請番号1番について、委員の説明をお願いいたします。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員2番、梅田です。1の議案について説明いたします。

1の議案、営農型太陽光発電ということで、令和元年6月に転用許可を出して3年ごとに営農型の太陽光パネルに関しては現地調査をし、3年ごとにですね、実際事業が、太陽光パネルの下の農地のほうで耕作がされているかということで、3年ごとに申請を出すということになっております。

現地調査した結果、下には太陽光パネルの下の929㎡農地なんですが、そこにはサカキのほうを栽培されており、転用面積の0.3㎡のほうには太陽光パネルの支柱、九電柱ということで何ら問題ないと思います。

それと周りに関してなんですが、周りにですね、作物、南側、西側、北側は道路となっており、周囲農地への日照とかですね、通り風等の影響はないということで、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ここで受付番号2番の始末書のほうを事務局担当者が読み上げます。

○事務局次長（宮本真由美君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） それでは、今、受付番号2番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いいたします。

○推18番（後藤雄一君） 推進委員18番、後藤です。2番の案件について御説明いたします。

申請地は旧天水中学校から東に200mの場所です。家の段下に三段畑がありまして、そこにベランダと浄化槽の設置をしたということです。

現地調査をした結果、排水等特に問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問、御意見なければ採決のほうに移ります。

議第28号農地法第4条の規定による許可申請2件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第28号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第29号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は18件です。

このうち受付番号16番につきましては、玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限の規定に大家推進委員が該当するため、受付番号1番から16番を除いて18番まで先に採決をして、16番の審議前に大家推進委員には退室を求めたいと思います。

また、議第29号には受付番号7番につきまして顛末書、12番、13番につきましては始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局、宮本です。8ページをお願いします。

議第29号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が繁根木の田217㎡、転用目的は貸し駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の畑139㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。議第27号1番と関連しております。

3番、申請物件が中尾の畑989㎡外1筆、計1,142㎡で、転用目的は共同住宅1棟及び通路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9ページをお願いいたします。

4番、申請物件が中尾の畑409㎡で、転用目的は宅地分譲2区画です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が中尾の畑1,445㎡外1筆、計1,672㎡で、転用目的は宅地分譲5区画です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が大浜町の田499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅で集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

7番、申請物件が伊倉北方の畑18㎡、転用目的は通路です。農地区分は、おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、市役所等が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が伊倉北方の畑330㎡で、転用目的は資材置場及び駐車場です。農地区分は、おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、市役所等が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。議第27号2番と関連しております。

10ページをお願いいたします。

9番、申請物件が片諏訪の田251㎡外3筆、計2,490㎡で、転用目的は貸し店舗でコンビニエンスストアです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。議第27号3番と関連しております。

10番、申請物件が安楽寺の畑175㎡で、転用目的は駐車場及び物置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が両迫間の田18㎡外2筆、計80㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設であり、集落に設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

12番、申請物件が溝上の田3.33㎡外1筆、計19.33㎡で、転用目的は宅

地拡張です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

13番、申請物件が岱明町西照寺の畑1,702㎡で、転用目的は事業用倉庫及び資材置場です。農地区分は、おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、市役所等が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

11ページをお願いします。

14番、申請物件が岱明町古閑の田143㎡外3筆、計451㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅で集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。議第27号4番と関連しております。

15番、申請物件が岱明町野口の畑1,228㎡、転用目的はコンビニエンスストアです。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

17番、申請物件が天水町部田見の畑350㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第14号17番と関連しています。

18番、申請物件が天水町小天の畑42㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上17件、合計10,963.33㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものとして、御提案しております。去る6月1日及び2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、まずは7番に顛末書が出ていますので、受付番号1番から6番まで順に委員の説明をお願いいたします。それから連続して説明される場合は続いてお願いいたします。

それでは1番、2番ですかね、お願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番と2番の案件について御説明します。

まず1番の案件から、場所は砂天神の踏切北側100mぐらい、事業の目的は貸

し駐車場2台分、転用面積は217㎡、給排水計画、給水は駐車場なのでありません。雨水は事前に雨水枡を設け、道路側側溝に流します。生活雑排水はありません。工事の際は周辺に迷惑をかけないようにする。隣接土地の境界にはブロックを設置し、土砂の流出がないようにする。

現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

続きまして、2番の案件について御説明します。

場所は築地岱山苑西側の50mぐらいで、個人住宅です。転用面積は139㎡で、事業面積は隣接する山林と合わせて208㎡です。建設面積は84.03㎡、木造2階建て、進入・駐車スペースは57.89㎡、庭、その他90.08㎡、給排水計画は、給水は市上水道、汚水、生活雑排水は東側市下水道に排出、雨水は自然浸透、処理しきれない分は雨水浸透枡により濾過した上、東側の市道側溝に排出する。周囲は住宅地で農地はなく、農地への被害はない。

現地調査の結果、許可相当と判断します。審議をよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番、4番、5番、同じ委員なのでお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。3番の案件について説明します。

申請地は玉名中学校300mぐらいになります。申請人は土地に共同住宅、通路を計画、この事業達成するために必要なものです。転用面積は1,142㎡、共同住宅275.62㎡、駐車場6.77㎡、通路が153㎡、給水、市上水道、雨水は敷地内に雨水溜め枡を設け、西側道路側溝に流す。生活雑排水、汚水は市下水道を利用する。境界にはブロックまたは型枠ブロックを設置、周辺農地等に被害が生じた場合、申請者が責任を持って解決します。

以上、調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、4番の案件について説明します。

申請地は3番の隣です。転用面積は409㎡、分譲用土地2区画です。給水、市上水を引き込み、雨水、敷地内に雨水浸透枡を設け、道路側溝に流す。生活雑排水、汚水、これは市下水道に接続、境にはブロック、型枠ブロックを設置、被害が生じた場合、申請者が責任を持って解決いたします。

以上、調査をした結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、5番の案件について説明します。

申請地は玉名中学校北側です。転用面積は1,672㎡、5区画を分譲の予定、給水、玉名市上水の本管より分散給水（生活用水として供給）、雨水、周辺に浸透式の集水枡を数カ所設置、生活雑排水、汚水は、西側市道路に隣接してある玉名市



の公共下水道に接続、被害が生じた場合、申請人が責任を持って解決するものです。

以上、調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、6番をお願いします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。6番の案件について御説明します。

転用目的は個人住宅です。転用面積は499㎡で、144.5㎡の平屋建てが建設面積です。給水計画は市上水道を利用します。雨水は敷地内に雨水樹を設け、排水路に流し、生活雑排水は合併浄化槽を設置して排水路へ流す計画です。土地造成は土砂の流出、堆積、崩壊等のないように十分配慮し、隣接地との境界にはL型ブロック等を設置するとのこととす。

現地調査した結果、何も問題なく許可相当だと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、次の7番には顛末書が出ておりますので、事務局担当者が読み上げます。

○事務局次長（宮本真由美君） — 7番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま7番の顛末書が読み上げられましたので、受付番号7番から12番には始末書が出ていますので、11番まで順に委員の説明をお願いいたします。連続して説明される場合は、続けてお願いいたします。

それでは、7番、8番については同じ委員なのでよろしくお願ひします。

○推5番（安田謙二君） 推進委員5番、安田です。7番、8番は関連しておりますので一緒に説明したいと思います。

8番ですね、資材置場を駐車場として利用するところ、先ほどの通路の関係は今、顛末書を読み上げられました。場所的にはですね、伊倉駅の東側から給食センターの西側は資材置場として、また駐車場として利用されるそうです。雨水についてはですね、側溝ができていたので問題はなく建築物があるだけです。擁壁はですね、前泥だったのが今は建築ブロックでされています。建物が無いわけですから特に問題ないと思いますけど、よろしくお願ひします。

次は9番を先に説明します。

9番の案件はですね、県道1号線と113号線の交わった場所にあり、場所的に言いますと伊倉のスーパーの隣ということとす。ここは4筆ありまして2,490㎡を貸店舗及び駐車場として利用されます。建物は約60坪で、駐車場が約29台分を利用されるということとす。この周りに田んぼはありません。雨水の処理方法については、建物の周囲についてはですね、敷地については全体をおだやかな勾

配を持たせ、集水桝及び浸透桝を設置し、地下浸透を図ります。生活雑排水の処理については、敷地内の浄化槽で浄化処理したあと排水します。雨水についても一緒です。それから、北側はですね、コンクリートブロックで擁壁及びフェンスを設置し、土砂等の周囲への流入を防ぎます。隣接する東側及び道路の接する西側、南側についてはですね、縁石を設け、土砂等の周囲への流出を防ぎますということです。周りに農地がありませんので、問題はないと思いますけどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○推7番（船津和利君） 10番について説明いたします。推進委員番号7番、船津です。

この申請地につきましては、梅林の公民館の隣の土地になりますけれども、申請者ですね、自宅の裏になりますので、自分の自宅のところの駐車場が狭くて、隣の土地を所有者のほうに了解をいただいて購入するという事です。土地の購入後は、資材の高騰による費用の増額、あるいは資材不足等により多方面での検討を重ねた結果、碎石工事のみを行うこととしました。駐車スペースは、自家用駐車場と知人、郵便等の来られたときの駐車場にして、敷地内で一度転回出来るようにします。倉庫は敷地内に使用しているものを移転します。事業面積は604番地の175㎡で、給排水計画はありません。雨水、生活雑排水、汚水それぞれの処理方法は、生活排水はなし汚水なし、雨水は自然浸透です。被害防除計画については、造成にかかる土の流出に対する対応策はありません。完成後の被害防除対策については、近所等へ、農業への影響はありませんし、被害防除あたりはですね、特に被害が及ぶことはないと思いますが、万が一発生した場合は、当方において責任を持って対応いたしますということです。それから、この雨水についてですね、排水確認書というのを地元の区長さんから了解の確認をいただいているそうです。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番をお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。11番の案件について説明します。

申請地は、玉名市より山鹿方面に行ったところ、自宅の進入路が狭く耕作機械が入れないので、南側の一部を購入するという事です。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対処する。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思います、よろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

次の12番につきましては始末書が提出されておりますので、事務局担当者が読

み上げます。

○事務局次長（宮本真由美君） — 12番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま12番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いいたします。

○推8番（上田龍介君） 推進委員8番、上田です。

先ほど始末書にありましたように、この件については、令和元年に3条申請があったところがございます。お互いの農地を交換するというところで申請があったところがございます。場所的にはたまきな橋から菊水方面に長く堤防沿いの道を約1kmほど行ったところの溝上地区というところがございます。令和3年の地震によりまして、擁壁が崩れたというようなことで、早急に擁壁の修理が必要であったということから、こういうことになったんじゃないかなあとと思います。申請人の所有地のみならず隣接農地の土砂等の流入を防ぐための必要なものであったと考えられます。

給排水計画につきましては、給水方法、給水量、給水管については特にありません。雨水の処理方法については、自然浸透してコンクリートブロックを設置することで、隣接地への流入は防止できます。生活雑排水の処理については、特に生じません。汚水の処理についても特に問題ないということがございます。それから、完成後の被害防除策については、付近の農業への影響については特にないものと考えます。近傍農地への被害防除についても全く影響はないと思われませんが、必要に応じて近隣農地周辺と協議して対応するというところがございます。特に問題はないと思います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

それから、次の13番、これも始末書が出ておりますので、事務局担当者が読み上げます。

○事務局次長（宮本真由美君） — 13番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号13番の始末書が読み上げられましたので、受付番号16番を除いて13番から18番まで、順に委員の説明をお願いいたします。

それでは13番をお願いいたします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。13番の案件について説明します。

申請地は西照寺の九州産交バス駐車場より南へ100mぐらい行った農地になります。申請地周辺は、東側は市道と隣接、北は住宅、南は住宅と、西側は駐車場となっています。利用目的は、事業用倉庫と資材置場及び作業用車両の駐車場となっており、転用面積は1,702㎡です。土地はほとんど平坦にあることから、整地

を行い、部分的には舗装も行っての利用となります。利用計画からして、給排水設備は不要、雨水については2カ所雨水桝を設置し、側溝を通して市道の側溝に流す、それ以外は自然排水となります。万が一周辺農地及び隣接住宅等に被害が生じた場合、及び生じる恐れがあるときは、譲受人が責任を持って対応いたします。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

次に14番をお願いします。

○推10番（嶋田裕一君） 推進委員10番の嶋田です。14番の案件について御説明いたします。

申請地は睦合小学校から北へ800mほどの場所で、国道168号線に面した田畑ですが、議第27号4番にあるとおり事務所設置を予定してあったため現在休耕地となっております。申請人は同校区に借家住まいですが、子どもも大きくなり借家では狭くなった。また、御主人の実家も近く、交通の便や使い勝手が良くなるので、本件申請の個人住宅の新築を計画しているものです。申請地の周辺は東側は家、ほか周辺は畑となります。転用面積は451㎡で、166.2㎡に自宅、駐車場を整備する計画となっております。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続します。雨水については、東側道路の側溝に排出するということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査をした結果、特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、15番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。15番の案件について説明します。

賃貸人、賃借人、コンビニエンスストアです。当申請地は、土地利用計画も行きやすく、駐車場を多く確保することができる。効率的な集客が認められる。立地条件も県道及び市道沿いである。交通量も多く、集客の見込みも多く見込める大変良い立地条件である。周辺にはコンビニエンスストアがなく、新規経営には最適な土地であると判断し、選定を行いました。

場所は県道玉名長洲線沿い、県道の西側にはです、岱明支所があり、周りは住宅地に囲まれています。ここにコンビニエンスストアを新築予定でございます。第3種農地1,228㎡に建てる予定です。給水計画については、給水が玉名市の水

道を引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続します。雨水については、敷地内に浸透枡2カ所を設置する予定ということです。最初に外周の工事を先に行い、周辺に土砂流入などが起きないように配慮をし、影響がでた際には関係者で速やかに協議を行い、対処するとのことでした。万が一被害が発生した場合は、申請者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどをよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、17番をお願いいたします。

○推17番（永田眞一君） 推進委員17番、永田です。17番の案件について説明します。

申請地は玉水小学校より南へ100mの場所です。申請人は玉名市内の借地住まいで、現在の住まいは手狭になってきたので、申請人の実家の近くに昔からの知り合いが大勢おられるので、安心して生活ができますので、個人住宅を計画しているものです。

申請地周辺は、東側は宅地、北側、南側は道路です。西側は譲渡人の畑です。特に盛土はせず、整地をして周辺をブロックで囲むということです。給排水計画については、給水はボーリングを利用します。生活雑排水、汚水は公共下水道に流します。雨水は南側道路の側溝に流すということです。被害防除計画は、万が一被害が発生した場合は、申請者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特には問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、18番をお願いします。

○推18番（後藤雄一君） 推進委員18番、後藤です。18番の案件について説明します。

申請地は玉名市役所天水支所から南に200mの場所です。新しく家を建てるために大型車の進入路が必要となるためということです。

現地調査をした結果、排水等の問題ありませんし、何ら問題もないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま、5条申請受付番号16番を除いて、1番から18番まで17件について、委員の説明が終わりました。皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ、この17件について採決のほうに移りたいと思います。

議第29号農地法第5条の規定による許可申請17件について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第29号16番を除いて、17件につきましては許可することに決定いたしました。

ここで議第29号、受付番号16番の審議に入る前に、議事参与の制限規定により、大家推進委員の退室を求めます。

— 推15番 大家 泉君 退室 —

○議長（下川 安君） それでは、大家推進委員が退室されましたので、審議を行います。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） 11ページをお願いいたします。

16番、申請物件が横島町横島の田2,955㎡外2筆、合計3,958㎡で、転用目的は貸事業所です。大型トレーラーの転回駐車場、従業員の駐車場及び農業用倉庫となります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第14号7番及び8番と関連しております。

以上1件、3,958㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査をした結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る6月1日及び2日に地元委員同道の上、現地調査も行ってあります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、事務局説明が終わりましたので、委員の説明をお願いします。16番をお願いします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。16番の案件について御説明いたします。

転用の目的は、大型トラックなどの駐車場及び野菜集積の倉庫の建設のための申請です。転用面積は3,958㎡、土地の利用計画は、建築建物または設置する施設の計画です。事業の目的ですが、事業計画者は、野菜を横島町の町営地で120町ほど耕作しております。野菜の傷みが早いですので、その一部50トンを一時的に冷蔵庫に保管し、必要に応じて販売先に納入する必要があります。必要なときにすぐ使えるよう倉庫に保管しておく必要がありますが、現在それらを収容する倉庫

がありません。そのため野菜の運送、積荷のため駐車場及び大型車の転回場所、野菜の冷蔵保管場所、従業員の駐車場、事務所を含めた面積が必要となり申請に至りました。なお、事業主体は個人ですが、申請地の転用後は運送会社と賃貸契約を結び、引き渡す予定だそうです。土地の選定理由としましては、事業計画者の圃場から車で10分ほどかかる3.4kmほど離れておりますところにあり、その土地は国道に通じており、大型トラックの輸送もスムーズにいくので申請地を決定したということです。

排水計画ですが、雨水は申請地の西側の排水路に流します。汚水は、雑排水は集落排水につなぐということでした。被害防除計画としましては、農地と接する部分の擁壁工事については、土砂の流出、堆積、崩壊などがないよう十分配慮して行うということでした。また、造成後の被害の方策としましては、土砂流出に備えて近隣農地との間に擁壁ブロックを設置するということでした。

以上、現地調査をいたしましたけど、許可相当と思いますので、御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

ただいま16番について委員の説明がありましたけど、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移ります。

議第29号農地法第5条の規定による許可申請16番について、提案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第16号については、許可することに決定いたしました。

これで議第29号、18件につきましては全て採決が終わりました。

ここで大家委員の入室を認めます。

— 推15番 大家 泉君 入室 —

○議長（下川 安君） 大家推進委員が入室されましたので、引き続き、審議を行います。

次に、議第30号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は100件です。

事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局、宮本です。12ページをお願いいたします。

議第30号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18

条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和4年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

13ページから14ページの総括表、15ページから22ページまでの集積表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は、所有権移転が6件、11,138㎡、利用権設定が91件、254,584㎡、合計97件、265,722㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し御提案しております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決のほうに移りたいと思います。

議第30号農用地利用集積計画の決定について、100件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第30号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に、報告のほうに移ります。報告第14号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第15号農地の形状変更届について、報告第16号許可不要転用届について、報告第17号許可申請の取下げについての4件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。23ページをお願いいたします。

報告第14号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告いたします。令和4年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、23ページから28ページまでの25件、合計61,164㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、29ページをお願いします。

報告第15号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和4年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、1件、1,084㎡の届け出を受理しております。

続きまして、30ページをお願いいたします。



報告第16号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和4年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、2件、届け出にある理由により、農地の一部を農業用倉庫及び農機具格納庫及び農業資材置場に転用するため、許可不要転用届を受理しております。

続きまして、31ページをお願いいたします。

報告第17号許可申請の取下げについて。下記のとおり許可申請後に取下げの届け出があったので報告します。令和4年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、令和4年4月13日及び4月8日に農地法第3条所有権移転許可申請された物件2件の合計9,175㎡について、記載されている理由により申請の取下げを受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで、本日予定しております議案審議と報告が終わりました。

-----○-----

## 6. その他

○議長（下川 安君） 引き続き、その他のほうに移ります。その他のほうで皆さんのほうから何かございませんでしょうか。

(なしの声)

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（下川 安君） それでは何もないようですので、これをもちまして令和4年第6回の農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なる御審議、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時40分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年6月6日

玉名市農業委員会会長          下川    安

農   業   委   員                    土田   健一

農   業   委   員                    田端   末雄